

令和7年度 第2回佐賀県私立学校審議会

日 時 令和8年3月9日（月） 14：00～

場 所 佐賀県庁 新館4階 特別会議室

佐 賀 県

佐賀県私立学校審議会 委員名簿

(令和7年8月18日現在)

区分	氏名	現職	任期(4年)	備考	
私立 学校 校 代 表	中学校	副島 政史	北陵高等学校長	令和6(2024).9.6～ 令和10(2028).9.5	
	・高等学校	笠 慶宣	佐賀学園理事長	令和6(2024).9.6～ 令和10(2028).9.5	
	学校	檜崎 浩史	弘学館中学校・高等学校学館長	令和6(2024).9.6～ 令和10(2028).9.5	
	幼稚園	堤 孝雄	弥生が丘マイトリ一幼稚園長	令和4(2022).9.1～ 令和8(2026).8.31	
	園	福元 芳子	西九州大学附属三光幼稚園副園長	令和6(2024).9.6～ 令和10(2028).9.5	
	専・各	堤 和義	佐賀コンピュータ専門学校事務長	令和6(2024).9.6～ 令和10(2028).9.5	
学 識 経 験 者		青木 一功	佐賀県議会議員	令和7(2025).8.18～ 令和8(2026).8.31	
		古賀 明美	佐賀大学医学部看護学科教授	令和6(2024).9.6～ 令和10(2028).9.5	
		平野 智子	(株) キャリアサプライ代表取締役社長	令和4(2022).9.1～ 令和8(2026).8.31	
		谷川 靖夫	佐賀県私立中学高等学校保護者会連絡協議会会長	令和7(2025).8.18～ 令和8(2026).8.31	
		古賀 友枝	公認会計士	令和4(2022).9.1～ 令和8(2026).8.31	
		力久 尚子	弁護士	令和4(2022).9.1～ 令和8(2026).8.31	

【諮問事項】

第1号 諸富北幼稚園の廃止認可について	1
第2号 エルアン幼稚園の廃止認可について	2
第3号 あさひ幼稚園の廃止認可について	3
第4号 塩田幼稚園の廃止認可について	4
第5号 鹿島カトリック幼稚園の収容定員に係る学則の変更認可について	5
第6号 鹿島藤津地区医師会立看護高等専修学校の廃止認可について	8
第7号 専門学校モードリゲルの課程廃止認可について	9

【その他報告事項】

学校法人の合併について	10
佐賀県私立学校等に関する規則の改正（案）について	11
第47回九州地区私立学校審議会協議会について	13
全国私立学校審議会連合会第80回総会について	14

【参考】

諮問事項 根拠法令	16
諮問事項 学校地図	18
認定こども園について	25

諮問第 1 号

諸富北幼稚園の廃止認可について

学校法人諸富学園が設置する諸富北幼稚園が幼保連携型認定こども園へ移行するため、幼稚園の廃止認可について諮問するもの。

1 設置者	学校法人諸富学園
2 学校の名称	諸富北幼稚園
3 位置	佐賀県佐賀市諸富町大字徳富 1 6 4 6 番地
4 廃止の時期	令和 8 年 3 月 3 1 日
5 園児の処置	幼保連携型認定こども園において、継続して教育・保育を実施する。
6 教職員の処置	幼保連携型認定こども園にて継続して雇用する。
7 資産の処置	幼保連携型認定こども園の施設等として、教育・保育のため引き続き使用する。

【根拠規定】

- (1) 学校教育法第 4 条第 1 項
- (2) 私立学校法第 7 条第 1 項

諮問第 2 号

エルアン幼稚園の廃止認可について

学校法人岡田学園が設置するエルアン幼稚園が幼保連携型認定こども園へ移行するため、幼稚園の廃止認可について諮問するもの。

1 設置者	学校法人岡田学園
2 学校の名称	エルアン幼稚園
3 位置	佐賀県唐津市原 9 3 3 番地 2
4 廃止の時期	令和 8 年 3 月 3 1 日
5 園児の処置	幼保連携型認定こども園において、継続して教育・保育を実施する。
6 教職員の処置	幼保連携型認定こども園にて継続して雇用する。
7 資産の処置	幼保連携型認定こども園の施設等として、教育・保育のため引き続き使用する。

【根拠規定】

- (1) 学校教育法第 4 条第 1 項
- (2) 私立学校法第 7 条第 1 項

諮問第3号

あさひ幼稚園の廃止認可について

学校法人光薫学園が設置するあさひ幼稚園が幼保連携型認定こども園へ移行するため、幼稚園の廃止認可について諮問するもの。

1 設置者	学校法人光薫学園
2 学校の名称	あさひ幼稚園
3 位置	佐賀県鳥栖市儀徳町2609番地
4 廃止の時期	令和8年3月31日
5 園児の処置	幼保連携型認定こども園において、継続して教育・保育を実施する。
6 教職員の処置	幼保連携型認定こども園にて継続して雇用する。
7 資産の処置	幼保連携型認定こども園の施設等として、教育・保育のため引き続き使用する。

【根拠規定】

- (1) 学校教育法第4条第1項
- (2) 私立学校法第7条第1項

諮問第4号

塩田幼稚園の廃止認可について

学校法人高德学園が設置する塩田幼稚園が幼保連携型認定こども園へ移行するため、幼稚園の廃止認可について諮問するもの。

1 設置者	学校法人高德学園
2 学校の名称	塩田幼稚園
3 位置	佐賀県嬉野市塩田町大字馬場下甲512番地
4 廃止の時期	令和8年3月31日
5 園児の処置	幼保連携型認定こども園において、継続して教育・保育を実施する。
6 教職員の処置	幼保連携型認定こども園にて継続して雇用する。
7 資産の処置	幼保連携型認定こども園の施設等として、教育・保育のため引き続き使用する。

【根拠規定】

- (1) 学校教育法第4条第1項
- (2) 私立学校法第7条第1項

諮問第5号

鹿島カトリック幼稚園の収容定員に係る学則の変更認可について

学校法人佐賀カトリック学園が設置する鹿島カトリック幼稚園について、園舎建て替えに伴う収容定員の変更に係る学則の変更認可について諮問するもの。

変更内容	鹿島カトリック幼稚園（〒849-1312 佐賀県鹿島市大字納富分3151）の収容定員に係る園則を変更する。	
	変更後	変更前
	<p>第10条 本園の認可定員は、<u>50名</u>とし、3学級とする。</p> <p><u>附則</u> この園則は、令和8年4月1日 から実施する。</p>	<p>第10条 本園の認可定員は、<u>130名</u>とし、3学級とする。</p>
変更理由	建物の老朽化に伴い、園舎を建て替える予定である。移行にあたり、園児教育の充実を図る意味で園児一人ひとりに行き届いた保育を目指すため、現状の定員数を適切なものにするため。	
変更時期	令和8年4月1日	

【根拠規定】

- (1) 学校教育法第4条第1項
- (2) 私立学校法第7条第1項

鹿島カトリック幼稚園（施設型給付）の概況

- 1 設置者 学校法人佐賀カトリック学園 理事長 杉原 寛信
- 2 所在地 〒849-1312 佐賀県鹿島市大字納富分3 1 5 1
- 3 設置認可 昭和43年4月1日
- 4 園児数 各年度5月1日時点

年 度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
園児数	3 5	3 2	3 2	2 9	2 4
定 員	1 3 0	1 3 0	1 3 0	1 3 0	1 3 0

5 学級編制

幼稚園収容定員 130名

区 分	R 7
5 歳	—
4 歳	—
3 歳	—
計	1 3 0

※1学級の幼児数は、35人以下を原則とする。

【幼稚園設置基準第3条】

令和8年4月1日以降		
	学級数	定員
5 歳	1	—
4 歳	1	—
3 歳	1	—
満3歳	—	—
計	3	5 0

6 幼稚園教職員数

	園長	副園長	主幹 教諭	指導 教諭	教諭	補助	事務	運転手	計
専任	1		1		4				6
兼任						2		1	3

※園長のほか、学級ごとに少なくとも専任の主幹教諭、指導教諭又は教諭を1人置かなければならない。

【幼稚園設置基準第5条第1項】

7 施設及び設備等の概要

区 分	面積等	【設置基準第8条及び9条】
園地	935.798 m ²	
運動場	503.798 m ²	2学級以下：330+30×(学級数-1) 3学級以上：400+80×(学級数-3)
園舎	432 m ²	1学級：180 m ² 2学級以上：320+100×(学級数-2)
保育室数	3	保育室数は学級数(学級)を下回ってはならない。

【幼稚園設置基準第8条 別表第1及び別表第2、第9条】

諮問第 6 号

鹿島藤津地区医師会立看護高等専修学校の廃止認可について

一般社団法人鹿島藤津地区医師会が設置する鹿島藤津地区医師会立看護高等専修学校の廃止認可について諮問するもの。

1 設置者	一般社団法人鹿島藤津地区医師会
2 学校の名称	鹿島藤津地区医師会立看護高等専修学校
3 位置	鹿島市大字高津原 8 1 3 番地
4 廃止の時期	令和 8 年 3 月 3 1 日
5 生徒の処置	令和 8 年 3 月 3 1 日までに全員卒業予定
6 教職員の処置	令和 8 年 3 月 3 1 日付けで全員解雇予定
7 資産の処置	医師会で使用する他、教具の一部は県内の学校等へ譲渡する予定

【根拠規定】

- (1) 学校教育法第 1 3 0 条第 1 項
- (2) 私立学校法第 7 条第 1 項

諮問第7号 専門学校モードリゲルの課程の廃止認可について

学校法人引地学園が設置する専門学校モードリゲルの専門課程の廃止認可について諮問するもの。

1 学校法人名	学校法人引地学園				
2 学校名	専門学校モードリゲル ※専門課程の廃止に伴い、学校名を「モードリゲル高等学園」へ変更				
3 位置	唐津市桜馬場1309-1				
4 廃止の内容	(廃止前)				
	分野	課程	学科名	修業年限	収容定員
	服飾・家政	専門	洋裁科	2年	40人
	服飾・家政	高等	洋裁科	3年	90人
	(廃止後)				
	分野	課程	学科名	修業年限	収容定員
服飾・家政	高等	洋裁科	3年	90人	
5 廃止の時期	知事が認可した日				
6 生徒の処置	令和4年度以降在籍者なし				
7 教職員の処置	引き続き高等課程の教員として従事する				
8 資産の処置	引き続き高等課程で使用する				

【根拠規定】

- (1) 学校教育法第130条第1項
- (2) 私立学校法第7条第1項

学校法人の合併について

学校法人佐賀カトリック学園と学校法人ロザリオ幼稚園が合併するため、概要について報告するもの。

1 合併の概要

学校法人佐賀カトリック学園が学校法人ロザリオ幼稚園を吸収合併する。
(学校法人ロザリオ幼稚園は解散)

現在	合併後
<u>学校法人 佐賀カトリック学園</u> (運営施設) <ul style="list-style-type: none">・伊万里カトリック幼稚園・鹿島カトリック幼稚園・佐賀カトリック幼稚園	<u>学校法人 佐賀カトリック学園</u> (運営施設) <ul style="list-style-type: none">・伊万里カトリック幼稚園・鹿島カトリック幼稚園・佐賀カトリック幼稚園・<u>ロザリオ幼稚園</u>
<u>学校法人 ロザリオ幼稚園</u> (運営施設) <ul style="list-style-type: none">・ロザリオ幼稚園	<u>(解散)</u>

2 合併年月日

令和8年4月1日

3 合併後の運営

ロザリオ幼稚園及びその職員は、学校法人佐賀カトリック学園が引き継ぎ、運営を継続する。

報告事項 2

佐賀県私立学校等に関する規則の改正（案）について

<改正理由>

学校教育法の改正に対応するため。

<改正施行日>

令和8年4月1日

<改正内容>

高等学校の専攻科の設置・廃止に係る届出の規定を、専修学校に準用する旨を定める。

学校教育法の一部を改正する法律の概要

趣旨

専修学校は、学校教育法において、「職業若しくは實際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ること」が目的とされ、医療、福祉、工業等の分野において、実践的な職業教育機関として人材を輩出してきた。

人生100年時代やデジタル社会の進展の中で、職業に結びつく実践的な知識・技能・技術や資格の修得に向けて、リスキリング・リカレント教育を含めた**職業教育の重要性**が高まっていること等を踏まえ、**専修学校における教育の充実**を図るため、専門課程の入学資格を厳格化するとともに、専修学校における専攻科の設置に係る規定の創設、一定の要件を満たす専門課程の修了者への称号の付与、専門課程を置く専修学校への自己点検評価の義務付け等の措置を講ずる。

概要

大学等との制度的整合性を高めるための措置

- ① 専修学校の**専門課程の入学資格**について、**大学の入学資格と同様**の規定とする。
※専門課程の入学資格について、高等学校等を卒業した者に「準ずる学力があると認められた者」から、高等学校等を卒業した者と「同等以上の学力があると認められた者」に改める。
※専修学校専門課程の在籍者の呼称を「生徒」から「学生」に改める。
- ② 専修学校となるために**最低限必要な学習時間に関する基準**を、大学・高等専門学校と同様に「**単位数**」により定めることができるようにする。

専門課程修了者の学修継続の機会確保や社会的評価の向上のための措置

- ③ 一定の要件を満たす専門課程（以下「**特定専門課程**」という。）を置く専修学校には、**専攻科を置くことができる**こととする。
※専攻科は、特定専門課程を修了した者等が、より深く学び・研究することを目的とした課程。
※一定の要件を満たす専修学校の専攻科については、短期大学及び高等専門学校の認定専攻科と同様に、大学等における修学の支援に関する法律に基づく修学支援制度の対象に含める。
- ④ **特定専門課程**の修了者全てについて大学編入学資格を認めるとともに、当該**修了者は専門士と称する**ことができることとする。

教育の質の保証を図るための措置

- ⑤ 専門課程を置く専修学校に**大学と同等の項目での自己点検評価を義務付ける**とともに、**外部の識見を有する者による評価を受ける努力義務**を定める。

施行日

令和8年4月1日

第 4 7 回 九州地区私立学校審議会協議会について

会議名	第 4 7 回 九州地区私立学校審議会協議会
開催日	令和 7 年 7 月 2 2 日 (火)
場所	熊本県防災センター (熊本県熊本市)
出席者	九州各県の私立学校審議会会長及び事務局職員 他 (佐賀県) 会長 笠 慶宣 法務私学課 私立中高・専修学校支援室 室長 徳安 博行 〃 係長 杉本 久知
内 容	<p>【議題】</p> <p>(1) 広域通信制高校の設置及び学則定員の変更に係る他県からの意見の反映状況について (提案県：宮崎県)</p> <p>(2) 私立学校の新設及び収容定員増への対応について (提案県：熊本県)</p> <p>(3) 私立通信制高等学校及び全日制と併置する通信制課程 (いずれも狭域通信制を含む) の入学者選抜の時期について (提案県：熊本県)</p> <p>※協議の結果、上記 (2) の議題を私立学校審議会連合会総会への提出議題とすることに決定</p>

全国私立学校審議会連合会第80回総会について

会議名	全国私立学校審議会連合会第80回総会
開催日	令和7年10月16日(木)～17日(金)
場 所	ホテルアソシア静岡(静岡県静岡市)
出席者	全国の私立学校審議会会長及び事務局職員 他 (佐賀県) 会長 笠 慶宣 法務私学課 私立中高・専修学校支援室 係長 杉本 久知
内 容	<p>〔1日目〕</p> <p>○総会 報告・協議 令和6年度事業報告、決算報告・監査報告及び令和7年度事業計画・収支予算等について、承認された。</p> <p>○第1専門部会(専修学校・各種学校) <議題> 議題1 専修学校における留学生受入数に係る基準の在り方について 議題2 私立学校法第133条に基づく措置命令の手続きについて</p> <p>○第2専門部会(幼稚園・特別支援学校) <議題> 議題1 幼稚園で実施する付随事業等について (児童発達支援、放課後児童健全育成(学童保育)、こども誰でも通園制度) 議題2 幼稚園設置基準の見直しに伴う対応について 議題3 医療的ケア看護職員配置事業の予算措置等について</p> <p>○第3専門部会(小学校・中学校・高等学校) <議題> 議題1 私立学校の新設及び収容定員増への対応について 議題2 収容定員に係る学則変更について</p>

議題3 通信制高等学校の過去5年の開校状況と新設に係る対応方針について

議題4 通信制高等学校の新設に係る、収容人数の設定の妥当性について

○各専門部会共通議題

提案議題なし

〔2日目〕

○総会

(1) 各専門部会の協議結果についての報告

(2) 次期総会について

開催県：徳島県

諮問事項 根拠法令

<学校教育法>

第四条 次の各号に掲げる学校の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項（次条において「設置廃止等」という。）は、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。これらの学校のうち、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通常の課程（以下「全日制の課程」という。）、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程（以下「定時制の課程」という。）及び通信による教育を行う課程（以下「通信制の課程」という。）、大学の学部、大学院及び大学院の研究科並びに第百八条第二項の大学の学科についても、同様とする。

- 一 公立又は私立の大学及び高等専門学校 文部科学大臣
- 二 市町村（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。次条、第十三条第二項、第十四条、第百三十条第一項及び第百三十一条において同じ。）の設置する高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県の教育委員会
- 三 私立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県知事
(以下略)

第百三十条 国又は都道府県（都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人を含む。）が設置する専修学校を除くほか、専修学校の設置廃止（高等課程、専門課程又は一般課程の設置廃止を含む。）、設置者の変更及び目的の変更は、市町村の設置する専修学校にあつては都道府県の教育委員会、私立の専修学校にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。

(以下略)

<学校教育法施行令>

(法第四条第一項の政令で定める事項)

第二十三条 法第四条第一項(法第百三十四条第二項において準用する場合を含む。)

の政令で定める事項(法第四条の二に規定する幼稚園に係るものを除く。)は、次のとおりとする。

(略)

十二 私立の学校(高等学校等の広域の通信制の課程及び大学を除く。)又は私立の各種学校の収容定員に係る学則の変更

<私立学校法>

(私立学校審議会等への諮問)

第七条 都道府県知事は、私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校について、学校教育法第四条第一項の認可をし、又は同法第十三条第一項の規定により学校の閉鎖を命ずるときは、あらかじめ、私立学校審議会の意見を聴かなければならない。

(以下略)

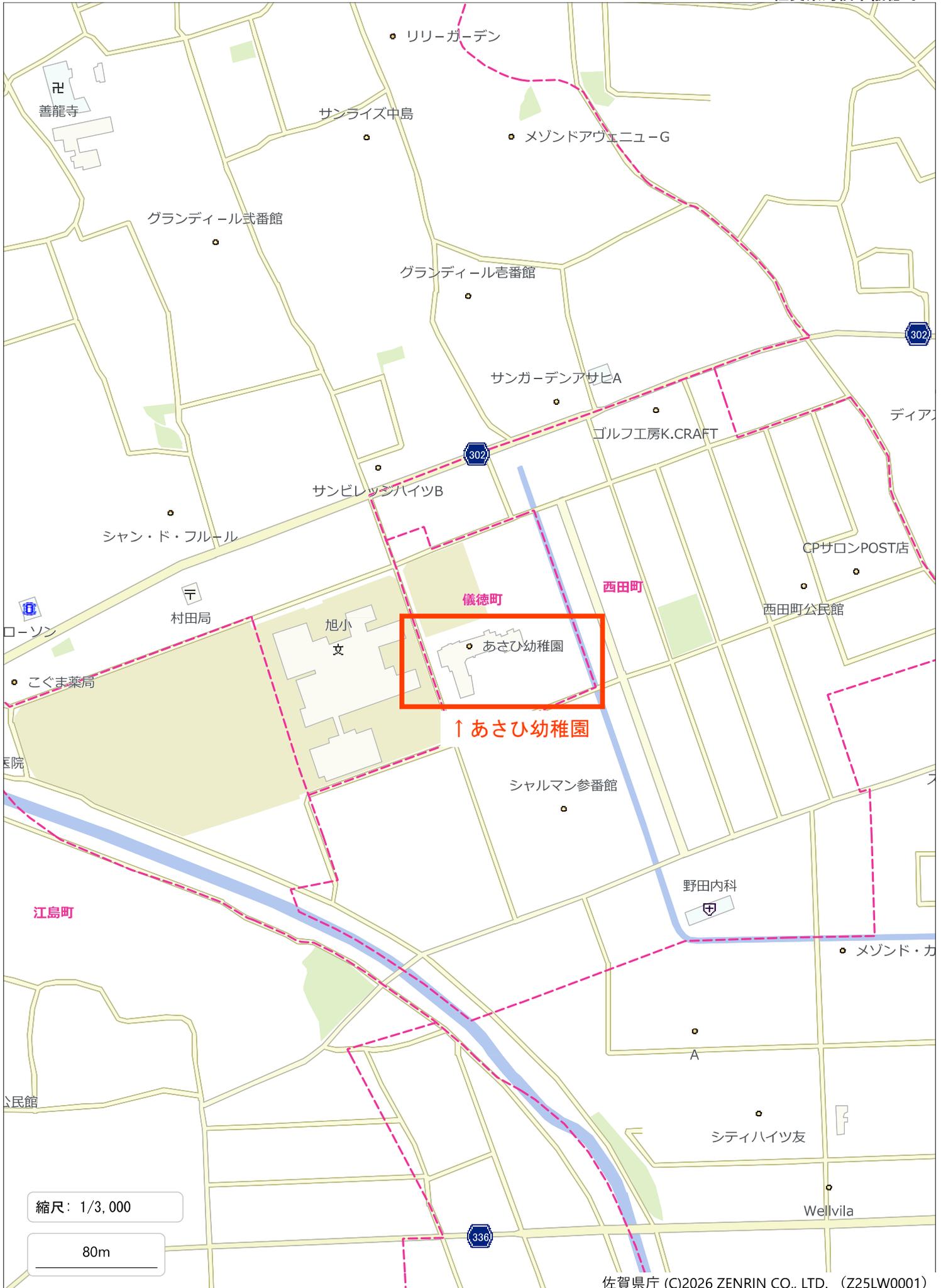
(私立専修学校等)

第一百五十二条 第五条、第六条及び第七条第一項の規定は、私立専修学校について準用する。

(以下略)













新制度で増える教育・保育の場

地域の実情に応じて「認定こども園」の普及を図ります。
また、新たに「地域型保育」ができました。

幼稚園 3~5さい



小学校以降の教育の基礎をつくるための
幼児期の教育を行う学校

利用時間

昼過ぎごろまでの教育時間に加え、
園により午後や土曜日、夏休みなどの
長期休業中の預かり保育などを実施。

利用できる保護者

制限なし。

認定こども園 0~5さい



幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、
地域の子育て支援も行う施設

0~2さい

利用時間

夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施。

利用できる保護者

共働き世帯、親族の介護などの事情で、
家庭で保育のできない保護者。▶06ページ参照

3~5さい

利用時間

昼過ぎごろまでの教育時間に加え、保育を必要とする
場合は夕方までの保育を実施。
園により延長保育も実施。

利用できる保護者

制限なし。

2つの ポイント

①

3~5歳のお子さんは、保護者の働いている状況に関わりなく
教育・保育を一緒に受けます。保護者の就労状況が変わっても、
通い入れた園を継続して利用できます。

②

子育て支援の場が用意されていて、園に通っていない子どものご家庭も、
子育て相談や親子の交流の場などに参加できます。

保育所 0~5さい



就労などのため家庭で保育のできない
保護者に代わって保育する施設

利用時間

夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施。

利用できる保護者

共働き世帯、親族の介護などの事情で、
家庭で保育のできない保護者。▶06ページ参照

NEW

地域型保育 0~2さい



保育所(原則20人以上)より少人数の単位で、
0~2歳の子どもを保育する事業

利用時間

夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施。

利用できる保護者

共働き世帯、親族の介護などの事情で、
家庭で保育のできない保護者。▶06ページ参照

※地域型保育では、保育内容の支援や卒園後の受け皿の役割を担う連携施設
(保育所、幼稚園、認定こども園)が設定されます。

4つの タイプ

①

家庭的保育(保育ママ)

家庭的な雰囲気のもとで、
少人数(定員5人以下)を
対象にきめ細かな保育を行います。

②

小規模保育

少人数(定員6~19人)を対象に、
家庭的保育に近い雰囲気のもと、
きめ細かな保育を行います。

③

事業所内保育

会社の事業所の保育施設などで、
従業員の子どもと地域の子どもを
一緒に保育します。

④

居宅訪問型保育

障害・疾患などで個別のケアが
必要な場合や、施設が無くなった地域で
保育を維持する必要がある場合などに、
保護者の自宅に1対1で保育を行います。